

3 条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備 と対処方針

令和 4 年 3 月 30 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和 3 年度第 58 回原子力規制委員会（令和 4 年 1 月 12 日）で報告した、国立大学法人京都大学の臨界実験装置（KUCA）の設置変更承認申請書の添付漏れ^{※1}を踏まえ、同様の事案がないか確認を行った。その結果、3 条改正^{※2}の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）以降に行った計 188 件の許認可^{※3}のうち、合計 17 件の不備が判明したので、対処方針と併せて報告する。

2. 判明した事案と対処方針

(1) 核燃料物質使用変更許可申請書における審査書の記載漏れ及び添付書類の添付漏れ：4 件

① 判明した事案

3 条改正の施行により、炉規法^{※4}第 53 条に定める許可の基準に、第 4 号として、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する基準適合性が追加となった。これに伴い、申請書本文に、炉規法第 52 条第 2 項第 10 号^{※5}（以下「本文 10 号」という。）の記載及び添付書類四

※1 国立大学法人京都大学の臨界実験装置（KUCA）の設置変更承認申請書において、試験炉則（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則）で必要とする添付書類十一（変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書）の添付漏れがあったもの。

※2 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条による改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）

※3 研究炉等審査部門が行った炉規法（第 26 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の許可、炉規法第 27 条第 1 項及び炉規法第 51 条の 7 第 1 項の設計及び工事の計画の認可、炉規法第 22 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 43 条の 3 の 24 第 1 項、第 50 条第 1 項、第 51 条の 18 第 1 項及び第 57 条第 1 項の保安規定（変更）認可、炉規法第 22 条の 8 第 2 項、第 43 条の 3 の 2 第 2 項、第 43 条の 3 の 34 第 2 項、第 50 条の 5 第 2 項及び第 57 条の 5 第 2 項の廃止措置計画（変更）認可、炉規法第 55 条の 3 第 1 項の合併認可）の許認可

※4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

※5 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

※6の添付が必要となった。また、経過措置として、施行日から三月以内に、本文10号に相当する保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出（以下「品管届出」という。）を求めた。

経過措置期間中に申請のあった使用許可変更申請については、その後の品管届出があったものはその内容をもって炉規法第53条第4号の適合性を審査することとしていたが、審査書に炉規法第53条第4号の基準適合性に係る記載が漏れているものがあったことが判明した（別表 表1-1.1 1件）。

また、経過措置期間後に申請のあった使用許可変更申請の審査は、本文10号及び添付書類四の内容をもって炉規法第53条第4号の適合性を審査することとしていたが、申請書への添付書類四の添付のないものがあったことが判明した（別表 表1-1.4、表1-1.6～7 3件）。

② 対処方針

審査書に不備があった事案（1件）では、経過措置期間中に届出を受理し、その際に炉規法第53条第4号への適合性を確認している。また、添付書類四の添付が漏れた事案（3件）は、申請書及び面談※7により、品質管理体制を変更する申請ではないことを確認している。

これらのことから、品質管理体制が炉規法第53条第4号に規定する基準に適合している状態に疑義はなく、現時点で当該事業者の核燃料物質の使用について添付書類四に相当する書面の追加的な提出などの特段の措置は要しないと判断する。

また、炉規法第53条第4号の適合性の記載が漏れた審査書については、基準適合性の記載について適正化を図った上で審査書の修正決裁を行う。

(2) 試験研究用等原子炉施設設工認申請書における添付書類の添付漏れ：1件

① 判明した事案

3条改正の施行により、炉規法第24条第1項に定める許可の基準に第4号として保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する基準適合性が追加となり、炉規法第27条第3項に定める設工認の認可の基準において、品質管理体制については同項第1号（許可との整合性に

※6 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

※7 核燃料物質使用施設の変更許可における審査は、「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」（平成25年12月25日）に基づき、審査会合によらない方法で審査を行っている。

係る基準)で読むこととした。これに伴い、許可申請書本文に炉規法第23条第2項第9号^{※8}(以下「許可申請本文9号」という。)が必要になり、設工認申請書において試験炉則第3条第1項第5号の記載^{※9}(以下「設工認申請本文5号」という。)及び同条第2項の説明書(以下「許可整合性に係る説明書」という。)の添付が必要となった。

試験研究用等原子炉施設の設工認申請書においては、許可整合性に係る説明書の添付漏れが判明した。(別表 表2-1.2 1件)

② 対処方針

許可整合性に係る説明書の添付漏れがあった事案(1件)の審査は、説明書の添付はないものの、許可との整合性を確認するために必要な内容は、設工認申請書本文に記載があることから、その内容をもって確認が可能であった。

このことから、許可整合性に係る説明書によらず審査を行ったものであり、炉規法第27条第3項第1号に規定する基準に適合している状態に疑義はなく、許可との整合性に係る説明書の追加的な提出などの特段の措置は要しないと判断する。

(3) 試験研究用等原子炉施設設工認における旧基準に基づく審査：1件

① 判明した事案

3条改正の施行により、(2)①と同様に許可との整合性に係る認可基準を規定したことに加え、炉規法第28条の2に定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)の改正を行った。これに伴い、申請書において設工認申請本文5号及び許可整合性に係る説明書の添付が必要となるとともに、改正後の技術基準^{※10}への適合が必要となった。

試験研究用等原子炉施設の設工認審査は、改正後の認可基準^{※11}及び改正後の技術基準に基づき行うべきところ、3条改正に関する附則第6条(施行時に旧法に基づき行われている申請は新法に基づく申請とみなす。)の規定の解釈を審査チームが誤り、JAEA 原子力科学研究所(STACY)

※8 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

※9 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

※10 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和2年4月1日施行)

※11 (a) 設計及び工事の計画が許可を受けたところによるものであること、(b) 技術基準に適合するものであること

について、この附則の規定を理由に改正前の認可基準^{※12}及び改正前の技術基準^{※13}に基づき審査を行った。(別表 表 2-1.1 1件)

② 対処方針

当該施設が改正後の認可基準（許可との整合性及び技術基準適合性）に適合していることは、それぞれ以下の理由から明らかであり、許可との整合性に係る説明書の追加的な提出などの特段の措置は要しないと判断する。

また、審査書については、基準適合性の記載について、適正化を図った上で修正決裁を行う。

- ・ 許可との整合性については、設工認段階における品質管理体制が、認可時点（令和2年7月段階）において、許可申請本文9号と整合していることは、同じ事業所（JAEA 原子力科学研究所）の品質マネジメント計画書に基づき工事を行う他の設工認（JRR-3）の審査において、設計及び工事の計画が許可を受けたところによるものであることに適合していることを確認していること。
- ・ 技術基準適合性については、本申請の申請内容を踏まえると審査対象となるのは改正後の技術基準第12条（材料及び構造）のうち第1項第1号（強度及び耐食性の確保）のみとなるが、改正前の技術基準に基づき行った審査（第7条（材料、構造等）第1項（強度の確保））では、切断分離する配管と同じ材質（SUS304L）のJIS規格（JISB2316）に適合するキャップを用いることで耐食性を含め強度を確保できることを確認しており、改正後の技術基準に係る審査と同水準の審査が行われていること。

(4) 試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設及び使用施設における保安規定変更並びに試験研究用等原子炉施設における廃止措置計画変更の旧基準に基づく審査：8件

① 判明した事案

3条改正の施行により、炉規法第37条第1項、炉規法第43条の3の24及び炉規法第57条第1項に基づく保安規定及び炉規法第43条の3の

※12 (a) 設計及び工事の方法が許可を受けたところによるものであること、(b) 技術基準に適合するものであること、(c) 品質管理の方法等が品質管理規則に適合するものであること

※13 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則

2 第 2 項に基づく廃止措置計画の審査に適用する基準（認可基準及び審査基準）を改正した。このため、改正法施行時において審査中の申請については、改正後の基準を用いて処分を行うべきところ、3 条改正に関する整備規則^{※14}附則第 8 条第 2 項及び第 11 条第 2 項（施行後に変更認可申請を行った者が講ずる措置については、当該申請に係る処分までの間は、なお従前の例による。）の規定の解釈を審査チームが誤り、これら附則の規定を理由に改正前の基準に基づき認可を行った。（別表 保安規定変更認可：表 4-1.1～4、表 4-2.1、表 4-3.1～2 7 件、廃止措置計画認可：表 3-1.1 1 件）

② 対処方針

3 条改正に関する整備規則附則第 8 条第 1 項及び第 11 条第 1 項は、改正後の基準に適合するための保安規定の変更及び廃止措置計画の変更については、施行後 6 月以内に申請すればよいとの経過措置を定めていた。

上記の審査不備があった 8 施設については、いずれも経過措置期間中に保安規定変更認可申請又は廃止措置計画変更認可申請があり、改めて改正後の基準で審査の上、認可している。

これらのことから、これら施設の保安規定又は廃止措置計画が改正後の基準に適合していることに疑義はなく、改めて新基準で審査するなどの特段の措置は要しないと判断する。

(5) 核燃料物質使用許可申請書の一部補正書の記載不備：3 件

① 判明した事案

当初申請の一部を補正する際、新旧対照表等により、具体的な補正箇所を特定すべきところ、本文 10 号及び添付書類四における具体的な補正箇所が特定できない状態で補正があった。（別表 1-1.2～3、別表 1-1.5 3 件）

② 対処方針

当初申請及び一部補正を合わせ読むと本文 10 号及び添付書類四が確認できることから、変更後の品質管理体制が炉規法第 53 条第 4 号に規定する基準に適合していることに疑義はなく、本文 10 号及び添付書類四に相当する書面の追加的な提出などの特段の措置は要しないと判断する。

※14 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

3. 再発防止策

本件は、いずれの事案も結果的に基準不適合を看過するようなことには至らなかったとはいえ、炉規法及び関係規則の規定に照らして瑕疵があり、深刻に受け止めるべきものである。

本件の原因として、3条改正について改正趣旨や、新たに炉規法及び関係規則で要求されている事項や経過措置期間の手続きについて、審査官の理解に差があったこと、及びチェック体制の欠落が挙げられる。また、これらの欠落に起因して、申請者に対しこれらの遵守すべき事項を適切に周知できなかったものとする。

本件について、次のとおり不適合管理として改善を行う。

- ・ 法令改正にあっては、立案段階で審査実務への影響を確認する。
- ・ 法施行にあっては、審査実務において漏れや誤りが生じないように、必要な手続き及び手順を文書化の上、既存のマニュアルへ反映し、審査官の共通認識の徹底を図る。
- ・ 申請事項及び添付書類に不備がないことを確実に確認するため、チェックリストを整備し適切に運用できるような仕組みを構築する。
- ・ これらの改善活動については、審査業務の流れ^{※15}に反映し、適切に審査業務を遂行していく。

また、今回の事例を踏まえ、品質管理に必要な体制の整備に係る許可基準に係る審査において必要となる申請書類を明確にするため、規則改正を含め検討を進める。

さらに、本件と同様の事案が起こらないよう、原子力規制庁が事業者に対し説明会を開催し、変更申請の記載要領等について周知し再発防止に努めるとともに、今後も説明会等を活用し、本件に限らず規制上周知が必要な事項が生じた際には、適時に周知できるよう必要な対応を行う。

※15 「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」（平成29年6月制定）、「研究開発段階発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」（令和2年7月制定）及び「核燃料物質の使用の申請等に関する審査業務の流れについて」（平成30年3月制定）

3 条改正施行後に処分した許認可における書類及び手続きに不備があった事案

1. 許可

【表の説明】

※1：炉規法第 52 条第 2 項第 10 号に基づく、申請書本文への「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」の記載の有無

※2：使用規則第 2 条第 2 項第 4 号に基づく、申請書添付書類への「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」の添付の有無

※3：炉規法第 53 条第 4 号に基づく、審査書への許可基準規則及び品質管理基準規則への適合性の確認結果の記載の有無

※4：施行日以後の最新の許可基準規則及び品質管理基準規則の適用の有無

表 1-1 使用施設 変更許可

	申請のあった 事業者名称	申請日	許可日	品管 届出日	申請書		審査書		備考
					本文 (※1)	添付 書類 (※2)	許可の 基準 (※3)	規則 (※4)	
1	三井化学株式会社大阪工場 (管理区域の一部解除)	R2. 4. 6 申請	R2. 7. 14	R2. 6. 8	×	×	×	×	【審査書への基準適合性の記載漏れ】経過措置期間中に申請。届出後の許可であるが、審査書に届出をふまえた品管に係る基準適合性の記載はなし。
2	国立研究開発法人理化学研究所 和光地区 (使用設備（グローブボックス等）の追加)	R2. 6. 17 申請 R2. 9. 25 補正	R2. 10. 27	R2. 5. 27	○	△	○	○	【一部補正時の添付書類四の取扱不備】一部補正で当初申請に添付されていた説明書がなくなった。 当初申請と一部補正を合わせると添付書類は存在。

	申請のあった 事業者名称	申請日	許可日	品管 届出日	申請書		審査書		備考
					本文 (※1)	添付 書類 (※2)	許可の 基準 (※3)	規則 (※4)	
3	国立研究開発法人量子科学 技術研究開発機構 千葉地 区 (被ばく医療共同研究施設 での研究終了に伴う変更)	R2. 6. 22 申請 R2. 10. 6 補正	R2. 10. 27	R2. 6. 12	○	△	○	○	【一部補正時の添付書類四の 取扱不備】一部補正で当初申請 に添付されていた説明書がな くなった。 当初申請と一部補正を合わせ ると添付書類は存在。
4	東芝エネルギーシステムズ 株式会社原子力技術研究所 (一部の実験の終了に伴う 使用設備の解体撤去)	R2. 7. 16 申請	R2. 11. 30	R2. 6. 25 R2. 8. 24 補正	○	×	○	○	【添付書類四の添付漏れ】届出 受理後の申請。添付書類が存在 しない。
5	国立研究開発法人量子科学 技術研究開発機構 千葉地 区 (高度被ばく医療線量評価 棟の新設)	R2. 11. 20 申請 R3. 3. 15 補正	R3. 3. 24	R2. 6. 12	△	△	○	○	【一部補正時の添付書類四の 取扱不備】一部補正で品管本文 の記載が、添付書類の記載に差 し替わった。 当初申請と一部補正を合わせ ると本文及び添付書類は存在。
6	三菱マテリアル株式会社 エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所 (固体廃棄施設の新設)	R2. 12. 14 申請 R3. 3. 12 補正	R3. 5. 26	R2. 6. 19	○	×	○	○	【添付書類四の添付漏れ】届出 受理後の申請。添付書類が存在 しない。

	申請のあった 事業者名称	申請日	許可日	品管 届出日	申請書		審査書		備考
					本文 (※1)	添付 書類 (※2)	許可の 基準 (※3)	規則 (※4)	
7	公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター (密度計の追加)	R3. 1. 29 申請 R3. 6. 17 補正	R3. 6. 24	R2. 6. 24	○	×	○	○	【添付書類四の添付漏れ】届出受理後の申請。添付書類が存在しない。

2. 設計及び工事の計画の認可

【表の説明】

- ※1：試験炉則第3条第1項第4号及び試験炉則第3条第1項第5号に基づく、申請書本文への「工事工程表」、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」の記載の有無
- ※2：試験炉則第3条第2項及び試験炉則第3条第3項に基づく、申請書添付書類への「許可を受けたところによるものであることを説明した書類」、「分割して申請する理由を記載した書類」の添付の有無
- ※3：炉規法第27条第3項第1号に基づく、審査書への許可を受けたところによるものであること（品質マネジメントシステムに係る整合性）の確認結果の記載の有無
- ※4：施行日以後の最新の試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（材料及び構造等）の適用の有無

表 2-1 試験研究用等原子炉施設 設計及び工事の計画の認可

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書		審査書		備考
				本文 (※1)	添付 書類 (※2)	認可の 基準 (※3)	技術 基準 (※4)	
1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設 (STACY (定常臨界実験装置) 施設) (TRACY 施設との系統隔離措置)	R1. 6. 21 申請 R1. 8. 30 補正	R2. 7. 31	×	×	×	×	3 条改正に関する附則第 6 条 (施行時に旧法に基づき行われている許可申請及び設工認申請は、新法に基づく申請とみなす。) を誤って解釈し、審査書では、旧技術基準及び旧品管基準により認可。
2	京都大学複合原子力科学研究研究所の原子炉施設 (KUR 及び KUCA) (液体廃棄物分析用放射能測定装置の設置)	R3. 2. 8 申請 R3. 3. 16 補正	R3. 3. 30	○	×	○	○	許可整合に係る添付書類が存在しない。

3. 廃止措置計画（変更）認可

【表の説明】

※1：試験炉規則第 16 条の 6 に基づく、申請書本文への規則要求事項（品質マネジメントシステム、性能維持施設等）の記載の有無

※2：試験炉規則第 16 条の 6 に基づく、申請書添付書類への規則要求事項（品質マネジメントシステム、性能維持施設等に関する説明書）の添付の有無

※3：試験炉規則第 16 条の 9 に基づく、審査書への災害の防止上支障の無いこと等の確認結果の記載の有無

※4：施行日以後の最新の廃止措置計画審査基準の適用の有無

表 3-1 試験研究用等原子炉施設 廃止措置計画（変更）認可

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書		審査書		備考
				本文 (※1)	添付 書類 (※2)	認可の 基準 (※3)	審査 基準 (※4)	
1	株式会社日立製作所王禅 寺センタ日立教育訓練用 原子炉 (放射性固体廃棄物保管 庫の新設)	R1. 8. 2 申請 R2. 2. 28、 R2. 6. 4、 R2. 8. 3 補正	R2. 9. 24	×	×	○	×	3 条改正に関する整備規則附則 第 11 条（施行の際変更認可申 請を行った者が講ずる廃止措 置は当該申請に係る処分まで の間はなお従前の例による。） を誤って解釈し、旧審査基準に より認可。 経過措置期間中の処分であり、 3 条改正に伴う変更は、別途申 請を受け処分している (R2. 9. 28 申請、R3. 6. 30 処分)。

4. 保安規定変更認可

【表の説明】

※1：試験炉規則第15条、研開炉規則第87条、及び使用規則第2条の12に基づく、申請書への規則要求事項（品質マネジメントシステム、保安規定遵守の体制等）の記載の有無

※2：炉規法第37条第2項第1号、炉規法第43条の3の24第2項第1号及び炉規法第57条第2項第1号に基づく、審査書への許可を受けたところによるものであることの確認結果の記載の有無

※3：施行日以後の最新の保安規定の審査基準の適用の有無

表 4-1 試験研究用等原子炉施設 保安規定変更認可

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の 基準 (※2)	審査 基準 (※3)	
1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 (廃棄物パッケージの健全性確認)	H30.6.1申請 R1.12.26、 R2.3.17補正	R2.5.15	×	×	×	3条改正に関する整備規則附則第8条(施行後に変更認可申請を行った者が講ずる保安のために必要な措置は当該申請に係る処分までの間はなお従前の例による。)を誤って解釈し、旧認可基準及び旧審査基準により認可。経過措置期間中の処分であり、3条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している(R2.5.11申請、R2.12.9処分)。

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の 基準 (※2)	審査 基準 (※3)	
2	学校法人立教学院立教大 学原子力研究所原子炉施 設 (既設機器の保守に係る 手続きの見直し)	R2. 1. 21 申請 R2. 3. 25、 R2. 6. 5 補正	R2. 6. 26	×	×	×	3 条改正に関する整備規則附則 第 8 条(施行後に変更認可申請を 行った者が講ずる保安のために 必要な措置は当該申請に係る処 分までの間はなお従前の例によ る。)を誤って解釈し、旧認可基 準及び旧審査基準により認可。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請 を受け処分している(R2. 9. 29 申 請、R3. 3. 30 処分)。
3	国立研究開発法人日本原 子力研究開発機構原子力 科学研究所原子炉施設 (周辺監視区域の変更)	R2. 3. 2 申請	R2. 9. 24	×	○	×	3 条改正に関する整備規則附則 第 8 条(施行後に変更認可申請を 行った者が講ずる保安のために 必要な措置は当該申請に係る処 分までの間はなお従前の例によ る。)を誤って解釈し、旧審査基 準により認可。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請 を受け処分している(R2. 5. 11 申 請、R2. 12. 9 処分)。

	申請のあった事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の基準 (※2)	審査基準 (※3)	
4	株式会社日立製作所王禅寺センター日立教育訓練用原子炉 (放射性固体廃棄物保管庫の新設)	R1. 10. 31 申請 R2. 2. 28、 R2. 6. 4 補正	R2. 9. 24	×	○	×	3 条改正に関する整備規則附則第 8 条(施行後に変更認可申請を行った者が講ずる保安のために必要な措置は当該申請に係る処分までの間はなお従前の例による。)を誤って解釈し、旧審査基準により認可。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している (R2. 9. 28 申請、R3. 3. 30 処分)。

表 4 - 2 研究開発段階発電用原子炉 保安規定変更認可

	申請のあった事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の基準 (※2)	審査基準 (※3)	
1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ (模擬燃料体の部分装荷)	R1. 7. 22 申請 R1. 11. 13 補正	R2. 5. 29	×	×	○	許可との整合性について審査書に記載なし。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している (R2. 5. 11 申請、R2. 11. 20 処分)。

表 4 - 3 使用施設 保安規定変更認可

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の 基準 (※2)	審査 基準 (※3)	
1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 (廃棄物パッケージの健全性確認)	R1. 12. 26 申請 R2. 3. 17 補正	R2. 5. 15	×	×	×	3 条改正に関する整備規則附則第 8 条（施行後に変更認可申請を行った者が講ずる保安のために必要な措置は当該申請に係る処分までの間はなお従前の例による。）を誤って解釈し、旧認可基準及び旧審査基準により認可。 経過措置期間中の処分であり、3 条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している（R2. 5. 27 申請、R2. 12. 21 処分）。

	申請のあった 事業者名称	申請日	認可日	申請書 (※1)	審査書		備考
					認可の 基準 (※2)	審査 基準 (※3)	
2	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 (周辺監視区域の変更)	R2. 3. 2 申請	R2. 9. 24	×	○	×	3条改正に関する整備規則附則第8条(施行後に変更認可申請を行った者が講ずる保安のために必要な措置は当該申請に係る処分までの間はなお従前の例による。)を誤って解釈し、旧審査基準により認可。経過措置期間中の処分であり、3条改正に伴う変更は、別途申請を受け処分している(R2. 5. 27 申請、R2. 12. 21 処分)。

○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

附 則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第三条第一項の指定を受けている者（第四項において「旧製錬事業者」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月以内に、当該指定に係る事業に係る新原子炉等規制法第三条第二項第五号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が新原子炉等規制法第四条第三号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2～5（略）

第五条（略）

2～7（略）

8 前条第一項、第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第五十二条第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「事業に」とあるのは「核燃料物質の使用に」と、「第三条第二項第五号」とあるのは「第五十二条第二項第十号」と、「第四条第三号」とあるのは「第五十三条第四号」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と、「事業の」とあるのは「核燃料物質の使用の」と、同条第五項中「第六十九条及び第七十一条第六項」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

第六条 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定若しくは旧原子炉等規制法第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項若しくは第五十二条第一項の規定による許可についてされている申請、旧原子炉等規制法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の七第一項若しくは第二項の規定による認可についてされている申請（次項に規定するものを除く。）又は旧原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可についてされている申請は、それぞれ新原子炉等規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定若しくは新原子炉等規制法第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項若しくは第五十二条第一項の規定による許可についてされた申請、新原子炉等規制法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の七第一項若しくは第二項の規定による認可についてされた申請又は新原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

2（略）

○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則

附 則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号）
（経過措置）

第八条 この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項若しくは第五十七條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分の日までの間は、新加工規則第七条の二の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四條の二まで、新研開炉規則第六十四條から第八十五條まで、新貯蔵規則第二十八條から第三十五條の二まで、新再処理規則第八条の三から第十六條まで、新二種埋設規則第十三條の三から第十九條の二まで、新廃棄物管理規則第二十六條の三から第三十三條の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3～6（略）

第十一条 この規則の施行の際現に旧法第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十條の五第二項又は第五十七條の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第五十條の五第三項又は第五十七條の五第三項において読み替えて準用する新法第十二條の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六條の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一條第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九條の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分の日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六條の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第一百十一條第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九條の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条

の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制 第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>(設計及び工事の計画の認可)</p> <p>第二十七条 <u>試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事(核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)</u>をしようとする試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、<u>当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)</u>について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。<u>ただし、試験研究用等原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</u></p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制 第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>(設計及び工事の方法の認可)</p> <p>第二十七条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、<u>試験研究用等原子炉施設の工事に着手する前に、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法(第二十八条の二第一項に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。)</u>について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。<u>試験研究用等原子炉施設を変更する場合における当該試験研究用等原子炉施設についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>試験研究用等原子炉設置者は、前項の認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</u></p>

<p>3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。</p> <p>一 <u>その設計及び工事の計画が第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。</u></p> <p>二 <u>試験研究用等原子炉施設が第二十八条の二の技術上の基準に適合するものであること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>4 <u>試験研究用等原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>5 <u>第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。</p> <p>一 <u>試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。</u></p> <p>二 <u>試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。</u></p> <p>三 <u>その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>4 <u>試験研究用等原子炉設置者は、第一項の認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。</u></p>
---	---

<p>(保安規定)</p> <p>第三十七条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(試験研究用等原子炉の運転に関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、<u>試験研究用等原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 原子力規制委員会は、保安規定が<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。</u></p> <p>一 <u>第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。</u></p> <p>二 <u>核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(保安規定)</p> <p>第三十七条 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(試験研究用等原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、<u>試験研究用等原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 原子力規制委員会は、保安規定が<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない</u>と認めるときは、前項の認可をしてはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</u></p> <p>6 <u>第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第三十七条第五項」と読み替えるものとする。</u></p>
--	--

第八章 核燃料物質等の使用等に関する規制

第一節 核燃料物質の使用等に関する規制

(許可の基準)

第五十三条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。

三 (略)

四 前条第二項第十号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。

第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制

(新設)

(許可の基準)

第五十三条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。

三 (略)

(新設)

○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第12号)

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則</p> <p>(設計及び工事の<u>計画</u>の認可の申請)</p> <p>第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>[一～三 略]</p> <p><u>四</u> 工事工程表</p> <p><u>五</u> 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>[号の細分を削る。]</p> <p>[号の細分を削る。]</p> <p>[号の細分を削る。]</p> <p>[号の細分を削る。]</p> <p>[号の細分を削る。]</p> <p><u>六</u> [略]</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計</p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則</p> <p>(設計及び工事の<u>方法</u>の認可の申請)</p> <p>第三条 法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法(第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。)について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>[一～三 同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>四</u> 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)に関する次の事項</p> <p><u>イ</u> 品質保証の実施に係る組織</p> <p><u>ロ</u> 保安活動の計画</p> <p><u>ハ</u> 保安活動の実施</p> <p><u>ニ</u> 保安活動の評価</p> <p><u>ホ</u> 保安活動の改善</p> <p><u>五</u> [同左]</p> <p>2 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第二十七条第三項第二号の技術上の基準(以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請</p>

画が法第二十八条の二の技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

4 [略]

(保安規定)

第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ。)ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)

三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)

に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4 [同左]

(保安規定)

第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

[号を加える。]

[号を加える。]

一 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。

<p><u>四</u> 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p><u>五</u> 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び<u>保安規定の遵守</u>に関すること。 [(2)~(4) 略]</p> <p>(5) 非常の場合に<u>講ずべき処置</u>に関すること。</p> <p>ハ [略]</p> <p><u>六</u> 試験研究用等原子炉施設の運転に関する<u>ことであつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>一</u> 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p> <p><u>ロ</u> 試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p><u>ハ</u> 異状があつた場合の措置に関すること(第十四号に掲げるものを除く。)</p> <p><u>二</u> 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>七</u> [略]</p> <p><u>八</u> [略]</p>	<p>[号を加える。]</p> <p><u>三</u> [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ [同左]</p> <p>(1) 関係法令及び<u>保安規定</u>に関すること。 [(2)~(4) 同左]</p> <p>(5) 非常の場合に<u>採るべき処置</u>に関すること。</p> <p>ハ [同左]</p> <p><u>三</u> 試験研究用等原子炉施設の運転に関する<u>こと。</u></p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p><u>四</u> 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する<u>こと。</u></p> <p><u>五</u> 試験研究用等原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの<u>手続</u>に関する<u>こと。</u></p> <p><u>六</u> [同左]</p> <p><u>七</u> [同左]</p>
--	--

<p>九 [略]</p> <p><u>十</u> <u>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</u>に関すること。 と。 [号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>十一</u> [略]</p> <p><u>十二</u> <u>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関すること。</p> <p><u>十三</u> <u>放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関すること。</p> <p><u>十四</u> <u>非常の場合に講ずべき処置</u>に関すること。</p> <p><u>十五</u> <u>設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</u>に関すること。</p> <p><u>十六</u> <u>試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)</u>に関する<u>適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)</u>に関すること。</p> <p><u>十七</u> <u>試験研究用等原子炉施設の施設管理</u>に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</p> <p><u>十八</u> [略]</p>	<p><u>八</u> [同左]</p> <p><u>九</u> <u>放射線測定器の管理</u>に関すること。</p> <p><u>十</u> <u>試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置</u>に関すること。</p> <p><u>十一</u> <u>試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査</u>に関すること(保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。)</p> <p><u>十二</u> [同左]</p> <p><u>十三</u> <u>核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u>に関すること。</p> <p><u>十四</u> <u>放射性廃棄物の廃棄</u>に関すること。</p> <p><u>十五</u> <u>非常の場合に採るべき処置(発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置を含む。)</u>に関すること。 [号を加える。]</p> <p><u>十六</u> <u>試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)</u>に関する<u>記録</u>に関すること。 [号を加える。]</p> <p><u>十七</u> [同左]</p>
--	---

[号を削る。]

十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。

二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 [略]

2 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)

十八 品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)に関することであつて次に掲げるもの

イ 品質保証計画の策定に関すること。

ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。

ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。)及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

[号を加える。]

[号を加える。]

十九 [同左]

[項を加える。]

<p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>(3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>六 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</p> <p>七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</p> <p>八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p>十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	
---	--

- 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する
こと。
- 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又
は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措
置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)
- 十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う
場合を含む。)に関すること。
- 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に
係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関するこ
と。
- 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状
況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各
号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生
した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。
- 十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関
する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故
故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営
責任者への報告を含む。)に関すること。
- 十八 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること(使用
前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含
む。)
- 十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術
情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に
関すること。
- 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報
の公開に関すること。
- 二十一 廃止措置の管理に関すること。

<p>二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p><u>3</u> 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。</p> <p><u>4</u> 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、<u>正本一通</u>とする。</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>[一～三 略]</p> <p>四 <u>廃止措置対象施設及びその敷地</u></p> <p>五 [略]</p> <p><u>六</u> 性能維持施設</p> <p><u>七</u> 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <p><u>八</u> [略]</p> <p><u>九</u> [略]</p> <p><u>十</u> [略]</p> <p><u>十一</u> [略]</p> <p><u>十二</u> 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>[一～四 略]</p>	<p>[項を加える。]</p> <p><u>2</u> 前項の申請書の提出部数は、<u>正本及び写し各一通</u>とする</p> <p>(廃止措置計画の認可の申請)</p> <p>第十六条の六 [同左]</p> <p>[一～三 同左]</p> <p>四 <u>廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設(以下「廃止措置対象施設」という。)</u>及びその敷地</p> <p>五 [同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>六</u> [同左]</p> <p><u>七</u> [同左]</p> <p><u>八</u> [同左]</p> <p><u>九</u> [同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[一～四 同左]</p>
---	---

<p>五 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>[六・七 略]</p> <p>八 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u></p> <p>九 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第十六条の七 <u>法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>[一～三 略]</p> <p>四 <u>変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項</u></p> <p>五 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(廃止措置計画の認可の基準)</p> <p>第十六の九 <u>法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、<u>廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。</u></u></p>	<p>五 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>[六・七 同左]</p> <p>八 <u>品質保証計画に関する説明書</u></p> <p>九 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(廃止措置計画の変更の認可の申請)</p> <p>第十六条の七 <u>法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>[一～三 同左]</p> <p>四 <u>変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項</u></p> <p>五 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>(廃止措置計画の認可の基準)</p> <p>第十六の九 <u>法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、<u>廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。</u></u></p>
--	--

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</p> <p>(保安規定)</p> <p>第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 [略] [号を削る。]</p> <p><u>三</u> 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五号第四号に規定する手順書等(第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p><u>三</u> [略] <u>四</u> [略] <u>五</u> [略] <u>六</u> [略]</p> <p><u>七</u> 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ [略] ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの [(1)~(4) 略] (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ [略]</p>	<p>研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</p> <p>(保安規定)</p> <p>第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した<u>申請書</u>を提出しなければならない。</p> <p>一 [同左] <u>二</u> 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。 <u>三</u> <u>発電用原子炉施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u></p> <p><u>四</u> [同左] <u>五</u> [同左] <u>六</u> [同左] <u>七</u> [同左] <u>八</u> [同左]</p> <p>イ [同左] ロ [同左] [(1)~(4) 同左] (5) 非常の場合に<u>採るべき処置</u>に関すること。</p> <p>ハ [同左]</p>

<p><u>八</u> 発電用原子炉施設の運転に関する<u>こと</u>であって、次に掲げるもの</p> <p><u>イ</u> 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>ロ</u> 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p><u>ハ</u> 異状があった場合の措置に関する<u>こと</u>(第十五号に掲げるものを除く。)</p> <p><u>ニ</u> 発電用原子炉の運転期間に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>ホ</u> 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する<u>こと</u>。 [号を削る。] [号を削る。]</p> <p><u>九</u> [略]</p> <p><u>十</u> [略]</p> <p><u>十一</u> [略]</p> <p><u>十二</u> 放射線測定器の<u>管理</u>及び放射線の測定の方法に関する<u>こと</u>。 [号を削る。]</p> <p><u>十三</u> 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の<u>取扱い</u>(工場又は事業所の外において行う場合を含む。))に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十四</u> 放射性廃棄物の<u>廃棄</u>(工場又は事業所の外において行う場合を含む。))に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十五</u> 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関する<u>こと</u>。 [号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p>	<p><u>九</u> 発電用原子炉施設の運転に関する<u>こと</u>(次の二号に掲げるものを除く。))。 [号の細分を加える。] [号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。] [号の細分を加える。]</p> <p><u>十</u> 発電用原子炉の運転期間に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十一</u> 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十二</u> [同左]</p> <p><u>十三</u> [同左]</p> <p><u>十四</u> [同左]</p> <p><u>十五</u> 放射線測定器の<u>管理</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十六</u> 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う<u>処置</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十七</u> 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の<u>取扱い</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十八</u> 放射性廃棄物の<u>廃棄</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十九</u> 非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>二十</u> 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>二十一</u> 内部^{いつ}溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>二十二</u> 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する<u>こと</u>。</p>
---	---

[号を削る。]

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 [略]

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)

十九 [略]

二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十一号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 [略]

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(第七十七条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)にあっては、第七十七条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について

二十三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

[号を加える。]

二十四 [同左]

二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること(溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。)

二十六 [同左]

二十七 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十八 [同左]

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合(第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。)にあっては、第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3 [同左]

次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 [略]

[号を削る。]

二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。

四 [略]

五 [略]

[六～十一 略]

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

[号を削る。]

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)。

十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。

十五 [略]

[号を削る。]

一 [同左]

二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。

四 廃止措置の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)。

五 [同左]

五の二 [同左]

[六～十一 同左]

十二 放射線測定器の管理に関すること。

十三 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)。

十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十六 [同左]

十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第一百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)。

<p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>十六</u> 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p> <p><u>十七</u> [略]</p> <p><u>十八</u> [略]</p> <p><u>十九</u> 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関するを含む。)</p> <p><u>二十</u> [略]</p> <p><u>二十一</u> [略]</p> <p><u>二十二</u> [略]</p> <p><u>二十三</u> [略]</p> <p>[4・5 略]</p>	<p><u>十八</u> 内部^{いつ}溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に<u>第一百十一条</u>第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</p> <p><u>十九</u> 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に<u>第一百十一条</u>第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</p> <p><u>二十</u> 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に<u>第一百十一条</u>第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>二十一</u> [同左]</p> <p><u>二十二</u> [同左]</p> <p><u>二十三</u> 発電用原子炉施設の保守管理に関すること(溶接事業者検査の実施に関するを含む。)</p> <p><u>二十四</u> [同左]</p> <p><u>二十五</u> [同左]</p> <p><u>二十六</u> [同左]</p> <p><u>二十七</u> [同左]</p> <p>[4・5 同左]</p>
---	--

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>核燃料物質の使用等に関する規則</p> <p>(変更の許可の申請)</p> <p>第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、<u>法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合に<u>あつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合に<u>あつては</u>第一条の二第一項第三号に規定する事項を記載するものとする。</u></u></p> <p>2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</p> <p>[一～三 略]</p> <p><u>四 変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(保安規定)</p> <p>第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>	<p>核燃料物質の使用等に関する規則</p> <p>(変更の許可の申請)</p> <p>第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、<u>法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合に<u>あつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載するものとする。</u></u></p> <p>2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。</p> <p>[一～三 同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(保安規定)</p> <p>第二条の十二 [同左]</p>

<p><u>二</u> 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> <p><u>三</u> 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p><u>三</u> [略]</p> <p><u>四</u> 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 [(2)~(4) 略]</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ [略]</p> <p><u>五</u> 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十二号に掲げるものを除く。)</p> <p><u>六</u> [略]</p> <p><u>七</u> [略]</p> <p><u>八</u> [略]</p> <p><u>九</u> [略]</p> <p>[号を削る。]</p>	<p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>二</u> [同左]</p> <p><u>三</u> 使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ [同左]</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定に関すること。 [(2)~(4) 同左]</p> <p>(5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p>ハ [同左]</p> <p><u>三</u> 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること</p> <p>○ [号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p><u>四</u> [同左]</p> <p><u>五</u> [同左]</p> <p><u>六</u> [同左]</p> <p><u>七</u> [同左]</p> <p><u>八</u> 使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</p>
--	---

<p><u>十</u> 核燃料物質の<u>受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十一</u> 放射性廃棄物の<u>廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十二</u> 非常の場合に<u>講ずべき処置</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十三</u> 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の<u>保全に関する措置</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十四</u> 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する<u>適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p>	<p><u>九</u> 核燃料物質の<u>受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱い</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十</u> 放射性廃棄物の<u>廃棄</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十一</u> 非常の場合に<u>採るべき処置(発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>十二</u> 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する<u>記録</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十三</u> 使用施設等の定期的な自主検査に関する<u>こと</u>であつて次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関する<u>こと</u>。 ロ 使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の校正に関する<u>こと</u>。 <p><u>十四</u> 品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)に関する<u>こと</u>であつて次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 品質保証計画の策定に関する<u>こと</u>。 ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関する<u>こと</u>。 ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。)及び品質保証計画の継続的な改善に関する<u>こと</u>。
--	--

<p><u>十五</u> 使用施設等の施設管理に関する事(使用前検査の実施に関する事を含む。)</p> <p><u>十六</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関する事。</p> <p><u>十七</u> 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。</p> <p><u>十八</u> [略]</p> <p><u>2</u> 法第五十七条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事。</p> <p>二 品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)</p> <p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する事。</p> <p>五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事。</p>	<p>二 品質保証活動に必要な文書及び記録に関する事。 [号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>十五</u> [同左] [項を加える。]</p>
--	---

- (2) 使用施設等の構造及び性能に関すること。
- (3) 使用施設等の廃止措置に関すること。
- (4) 放射線管理に関すること。
- (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
- (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項

六 使用施設等の操作停止に関する恒久的な措置に関すること
(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)

十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。

十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。

十六 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故

<p>障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>十八 使用施設等の施設管理に関すること(使用前検査の実施に関することを含む。)</p> <p>十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。</p> <p>二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p>二十一 廃止措置の管理に関すること。</p> <p>二十二 その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p><u>3</u> 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。</p> <p><u>4</u> 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p>[項を加える。]</p> <p><u>2</u> 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>
--	---

○試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第7号)

改正後(令和2年4月1日施行)	改正前
<p>試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第七号)</p> <p>(材料及び構造)</p> <p><u>第十二条</u> 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、<u>第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)</u>及び<u>第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</u></p> <p>一 <u>容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</u></p> <p>二 <u>容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。)</u>は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ <u>不連続で特異な形状でないものであること。</u></p> <p>ロ <u>溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</u></p> <p>ハ <u>適切な強度を有するものであること。</u></p> <p>ニ <u>機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</u></p>	<p>試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)</p> <p>(材料、構造等)</p> <p><u>第七条</u> 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ(以下「機器」という。)並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物(以下この項において「機器等」という。)の材料及び構造は、その安全機能の重要度に応じて、当該機器等がその設計上要求される強度を確保できるものでなければならない。</p> <p>(新たな二号の内容は「試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則」から取り込み)</p>

(第十三条に移動)

- 2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。
- 3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であつて、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。

(安全弁等)

第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条第二項において「安全弁等」という。)が必要な箇所に設けられていなければならない。

- 2 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する逃がし弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁(第十一条において「逃がし弁等」という。)を必要な箇所に設けなければならない。
- 3 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行つたとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。
- 4 試験研究用等原子炉施設に属する容器であつて、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部には、監視試験片を備えなければならない。